

総基料第 109 号
平成 30 年 5 月 25 日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 山村 雅之 殿

総務省総合通信基盤局長
渡辺 克

平成 30 年度の接続料の新設及び改定等に関して講ずべき措置について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 30 年度の接続料の新設及び改定等）について」（平成 30 年 3 月 23 日諮問第 3101 号）に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申（平成 30 年 5 月 25 日情郵審第 17 号）がなされたことを踏まえ、今後、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

- 1 中継ダークファイバの接続料のように接続事業者に大きな影響を及ぼす金額変動について、毎年 10 月末の再計算報告に併せ、次年度の速報値の情報開示（変動についての説明を含む。）を行うこと。
- 2 コロケーション費用の予見性向上のための取組について、更に改善の余地がないか検討を進めること。
- 3 上記 1 及び 2 の検討結果（情報開示の具体的な対象及び方法を含む。）について、本年 10 月末までに報告するとともに、その後情報開示の具体的な対象及び方法を変更する場合には、その理由と併せて、当該変更を行う最初の情報開示の日までに報告すること。また、これらの報告内容については、上記 1 及び 2 による情報開示と併せて開示すること。
- 4 「加入電話・ISDN 通話料」及び「ひかり電話」に係る接続料と利用者料金の関係の検証について、貴社に着信する通話と他の電気通信事業者に着信する通話が区別されていない中では、これらのサービスの提供のために貴社が接続について他の電気通信事業者に支払う金額を振替接続料総額に加えて検証を行うことが適当であることを踏まえ、今後の貴社における検証方法の見直しについて検討すること。

以上